

平成28年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題

法律科目〔 憲法・行政法 〕

第1問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「憲法」と記入してください。）

下記の文章を読んで、各設問に答えなさい。

A県は、自転車と歩行者との交通事故において自転車利用者に対して多額の損害賠償が請求される事案が増えていることに鑑み、自転車利用者には保険への加入を義務付ける条項を含む「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（案）」（以下、「B条例案」）を作成した。B条例案によれば、自転車利用者は、A県が認定した保険の中から一つを選んで加入しなければならない。そして、保険会社はその自転車保険についてA県の認定を受けるためには、保険金支払いの対象が、自転車利用者が自転車の事故により他人に負わせた傷害等から生じる損害賠償責任だけでなく、自転車利用者自身が自転車事故により負った傷害等から生じる治療費等についても、一定の限度内で含んでいなければならない。自転車利用者自身が負った損害をも保険の対象としたのは、自転車事故が自転車利用者自身にも深刻な傷害・後遺症をもたらしうることが考慮されたためである。B条例案は、A県の手続きに従って、パブリック・コメントに付された。

A県に居住し自転車を利用しているXは、自転車により他人を傷つけた場合に賠償を支払えなくなることは避けなければならないが、自らの治療費が支払えなくてもそれは自己責任であると考えている。そこで、パブリック・コメントを利用して、B条例は憲法違反であると主張したいと考えている。

【設問1】 Xが一定の保険への加入を義務付けるB条例は憲法違反であると主張しようとするなら、どのような内容の主張をすべきであろうか、論じなさい。

【設問2】 B条例が憲法違反であるという【設問1】の主張について、あなた自身は妥当な主張であると考えてるか。憲法違反であるという主張への反論を想定しつつ、あなた自身の見解を述べなさい。

第2問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「行政法」と記入してください。)

Xは、A市内において映画館を開業することを計画した。そのためには、興行場法2条1項・1条2項に基づきA市長の許可を受けなければならない(A市は、保健所を設置する市である)。許可申請は、映画館の建物が完成してから行うことになっているが、Xは、その建築前に、開業予定地で映画館を営業することが法令の規制にかからないかどうかについて、A市役所の所管部局に相談をした。相談に応じた担当職員Yは、Xの開業予定地は建築基準法の用途地域規制には抵触しないが、そこから約150メートルの距離に中学校があるため、A市映画館建築規制条例(以下「本件条例」という。)4条1項1号により市長の同意が必要であることを指摘し、先に市長の同意を得たうえで、その同意書を許可申請書に添付することをXに求めた。そこで、Xは、A市長に、本件条例4条1項の同意の申請をした。しかし、A市長は、Xの申請は本件条例6条1項に該当するとして、これを不同意とする決定をし、Xに通知した。市長の同意が得られなかった旨をXから聞いたYは、Xに、①A市長の同意を得ずに興行場法2条1項の許可の申請をしても、不許可となるのは明らかだから、仮に同意書を添付せずに許可申請書が提出されても、②その申請は受理されず、申請書はXに返<sup>へんれい</sup>戻されることになるだろうと告げた。

ところが、Xは、本件条例は違法でありこれ従う必要はないと考えて、映画館の建築を強行することに決め、建築基準法上必要とされる建築確認を受けて、建築工事を開始した。これに対して、③A市長は、本件条例12条に基づき、Xに対し建築工事中止命令をするとともに、すでに建築が完了した部分につき除却命令をした。

以上の事案について、次の(1)～(3)の間に答えなさい。ただし、いずれの間においても、本件条例が適法であることを前提として解答しなさい。

なお、興行場法及び本件条例の抜粋を後掲の【関係法令】に掲げてあるので、適宜参照しなさい。

(1) 下線部①のYの見解が、興行場法及び本件条例の規定に照らして正しいかどうかを、本件条例が委任条例と自主条例（独自条例、固有条例などとも呼ばれる）のいずれに当たるかを示したうえで、検討しなさい。

(2) 下線部②のYの見解のとおりに対応がなされた場合、行政手続上いかなる問題があるかを指摘しなさい。

なお、A市には、行政手続法と同内容の行政手続条例が施行されているものとし、解答に当たってこれらの規定の適用が必要となる場合には、行政手続法とA市行政手続条例のいずれが適用されるかを、簡潔に理由を付して示すこと。

(3) 下線部③の建築工事中止命令および除却命令にXが従わない場合、A市長は、行政代執行によりこれらの命令の履行を確保することができるか。それぞれの命令について、簡潔に理由を付して答えなさい。

【関係法令】

○興行場法（昭和23年法律第137号）（抜粋）

**第1条 1** この法律で「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

**2** この法律で「興行場営業」とは、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けて、業として興行場を営営することをいう。

**第2条 1** 業として興行場を営営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

**2** 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

○A市映画館建築規制条例（平成×年条例第××号）（抜粋）

（目的）

**第1条** この条例は、A市青少年健全育成条例（平成△年条例第△△号）の趣旨に基づき、市内における映画館の建築について必要な規制を行うことにより、青少年の健全な育成環境の保全及び向上に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 映画館 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する映画を公衆に見せる施設をいう。

二～四 （略）

（建築の同意）

**第4条 1** 次の各号のいずれかに該当する施設から200メートル以内の区域に映画館を建築しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その同意を得なければならない。

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校並びに同

法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校

二 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

三 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

2～4 （略）

（同意の基準）

**第6条 1** 市長は、第4条第1項の規定に基づく同意を求められた場合において、当該申請に係る映画館の建築が青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の同意をしてはならない。

2 （略）

（中止命令等）

**第12条** 市長は、建築主等が第4条第1項の同意を得ずに、（中略）映画館を建築しようとし、又は建築したときは、当該建築主等又は当該建築工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該建築工事の中止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて当該建築工事の変更、原状の回復、除却その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（罰則）

**第21条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

一 第4条第1項の規定に違反した者

二～四 （略）

**第22条 1** 第12条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 （略）

平成28年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 憲法・行政法 〕

第1問（憲法）

具体的な事案に基づいて、憲法上の問題を抽出する能力、憲法上の問題を適切に分析する能力を試すことを意図して出題した。設問に沿って、「保険への加入を義務づける」ことが、どのような憲法上の問題を引き起こすかを検討してもらいたかった。

素材自体が目新しかったためか戸惑っているような答案も多かったが、問おうとしたのは、あくまでも基本的な知識・能力である。

第2問（行政法）

ごく基本的な個別法（条例を含む）の読み方および行政法の教科書的な知識を問う出題。

設問（1）は、興業場法に基づく許可の要件を正確に読み解いた上で、自主条例で要求される同意がそこには含まれない（処分行政庁は、許可をするかどうかの判断をするに際し、自主条例で要求される同意を得たかどうかを考慮してはならない）ことを理解できているかどうか、設問（2）および（3）は、行政手続法および行政代執行法の基本的な解釈論が理解できているかどうか、それぞれ採点のポイントである。

平成28年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題

法律科目〔 民法・民事訴訟法・会社法 〕

第1問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「民法」と記入してください。）

Aは、自己の所有するマンション建物甲について、その賃貸借に関する管理をBに委ねていた。Bは、新たに導入されるマイナンバー制度との関係で一定の手続きが必要であるとして、Aの実印、印鑑登録証明書を求め、その場で、Aを売主、Bを買主とする甲の売買契約書を作成した。不安に感じたAが質問したのに対して、Bは、これらは形式的にのみ必要とされるものであり、手続きの終了後、直ちに契約書を破棄するとともに、実印等もすぐに返還すると説明した。これらの説明は、いずれもまったく虚偽のものであった。その後、これらの書類等により、AからBへの甲の所有権移転登記がされ、さらに、BはCに甲を売却し、その所有権移転登記もされた。この事案について、以下の各問いに答えなさい。なお、Aの能力に関しては検討する必要はないものとする。

- (1) AとBとの間の甲の売買契約の成立及び効力について説明をしなさい。
- (2) AがCに対してBC間の所有移転登記の抹消を求める場合、どのような法律構成が考えられるかを説明しなさい。
- (3) (2)におけるAの請求に対して、Cはどのような反論ができるかについて説明したうえで、それをふまえて、AからCへの請求が認められるかについて検討しなさい。

第2問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「民法」と記入してください。）

2015年10月2日、A（りんご生産者）とBは、「青森県〇〇郡で2015年に生産された品種甲で等級1級のりんご」（このようなりんごを「本件りんご」という）50キロを、代金20万円で売買する契約（本件売買）を締結した。本件売買では、同年11月2日にAは本件りんご50キロを引き渡すこと、および、同月12日にBは代金を支払うことを定めた。

2015年10月22日、AとC（金融会社）は、本件売買にもとづく代金債権（本件代金債権）をCに譲渡し、Cはその対価として18万円を支払う旨を合意した（本件債権譲渡合意）。同日、AはBに対して本件代金債権をCに譲渡した旨を電子メールで知らせ、同日中に、Bはその電子メールを受信した。翌23日、CはAに本件債権譲渡合意で定めた18万円を支払った。

2015年11月2日、AはBにりんご50キロを引き渡した。引き渡されたりんごは、2014年に海外で生産された品種乙のりんごであって、等級は低く、そのため、経済的価値は本件りんごの20分の1程度のものであった。翌3日、Bはこの事情を知り、それを伝えるファクスをAに送った。なお、本件りんごは、2015年、30トン程度が収穫され、その大部分が同年11月上旬から同年末まで流通段階におかれるものとする。

2015年11月12日、CはBに対して本件売買の代金の支払いを求めた（本件求め）。①BはCに対して本件りんご50キログラムを引き渡すよう求めることができるか。②BはCの本件求めを拒むことができるか。

①と②について、理由を付して答えなさい。



第3問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「民事訴訟法」と記入してください。）

Xは、Yを被告として、売買契約に基づき動産甲の引渡しを求める訴えを提起し、口頭弁論期日において、Yとの間で動産甲を代金300万円で購入する旨の売買契約を締結した旨を主張した。これに対して、Yは、Xが主張する動産甲を目的物とする売買契約の締結の事実を否認する旨を述べた。

この事例につづく次の各事例について、（1）の訴訟指揮および（2）の判決における訴訟法上の問題点を、それぞれ検討しなさい。

（1）裁判所は、証拠調べの結果、Xの主張通り、XとYの間で動産甲を目的物とする売買契約が締結されたが、動産甲について、すでにYがXに引き渡したとの心証を得た。しかし、XもYもこの事実の主張をしていないことから、裁判所は、当事者に対してこの事実についての主張や立証を促すことなく、口頭弁論を終結し、Xの請求を認容する判決を言い渡した。

（2）裁判所は、証拠調べの結果、Xが主張する売買契約の目的物は動産乙であるとの心証を得たため、当事者に対してこの事実についての主張や立証を促した。しかし、Yは、動産甲にせよ、動産乙にせよ、Xとの間で売買契約を締結していないと主張した。裁判所は、口頭弁論を終結し、Xが主張する売買契約の目的物は動産乙であるとの事実を理由に、Xの請求を棄却する判決を言い渡した。

第4問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「会社法」と記入してください。)

A 会社は中古衣料の買取り・販売を業とする株式会社である。B は、A 会社の取締役ではなく、かつ、登記簿上の取締役にも該当しないが、A 社の業務一切を取り仕切っている人物である。また、C は A 会社の取締役であったが病気加療のため任期途中で辞任した者であり、本件当時退任登記を経していない状況にあった。

B は A 会社の資産が 300 万円に満たない零細企業であることに大いに不満であった。A 会社の新規事業のヒントを得ようと模索していたところ、ある日、B は、インターネットを活用した新技術の開発を特集した週刊誌の記事を読んで、内容はまったく理解できないが A 会社の新規事業に利用できそうだと感じた。さっそく B は、週刊誌の記事をコピーして、A 会社がインターネット関連の新規事業へ進出すると称して同社株式への投資を勧誘する文書を作成した。B は A 会社を代表して印刷業者 D との間で印刷委託契約を締結し、投資勧誘文書を 500 万円で印刷するよう請け負わせた。

後日 B の企画は失敗に終わった。D は印刷代金 500 万円を A 会社から回収しようとしたが、まったく回収できなかった。そこで、D は会社法に基づき B および C の責任を追及する訴訟を提起した。

本件において、D の請求が裁判所によって認められる可能性はあるか。

平成28年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 民法・民事訴訟法・会社法 〕

第1問（民法）

本問の小問（1）（2）においては、当事者間において契約が成立しているか、契約が有効であるか等について、示された事情をふまえて適切に判断し、それをふまえて、所有権移転登記の抹消を適切に説明することが求められている。また、小問（3）においては、想定される相手方の反論をふまえて検討することが求められている。ここでは、契約が無効であることを前提としたうえでの民法94条2項と民法110条の類推適用、民法94条2項の類推適用、詐欺取消を前提としたうえでの民法96条3項による第三者保護等が考えられるが、（1）（2）で論じた内容と整合的に説明がなされているかについても問われている。

第2問（民法）

本問は、売買が成立し、続けて、売主（A）と第三者（C）の間で、売買代金債権の譲渡が行なわれた場合において、その後、Aが買主（B）に対して、売買の目的物と異なるものを引き渡したとき、BとCとは、どのような法律関係に立つかを問うものである。ここでは、まず、売買の目的物と異なるものの引き渡しを受けた買主は、売主に対してどのような権利行使等を行うことができるか、続いて、指名債権譲渡の債務者対抗要件が具備されると、債権の譲受人は債務者に対してどのような権利行使を行うことができるか、さらに、債務者はどのような場合に、債権の譲受人に対してどのような抗弁を行うことができるかが問題となる。これらの問題を検討したうえで、BとCの間において、売買の目的物の引き渡しがどのように解決されるべきか（①）、および、代金の支払いがどのように解決されるべきか（②）について、解答することが求められている。

第3問（民事訴訟法）

本問の小問（1）においては、証拠調べの結果判明した事実を当事者が主張していない場合に裁判所がどのような訴訟指揮をすべきであるのかを問うものであり、釈明義務についての理解を要する。

また、小問（２）においては、証拠調べの結果原告が主張する請求原因事実と両立しない事実が判明した場合に、当該両立しない事実につき当事者の主張がなくても、裁判所が請求棄却判決をすることができるのかを問うものであり、弁論主義の第一テーゼが適用されるのはどのような事実であるのか、どのような事実が主要事実であるのかについての理解を要する。

#### 第４問（会社法）

本問は、取締役の第三者責任について基礎的な知識を問う問題である。会社法 429 条 1 項の要件の摘示および問題文に表れた事実のあてはめが適切になされるとともに、特に取締役に該当するか否か丁寧な論証が求められる。

本問の B は、正規の選任手続を経していない者であるにもかかわらず、事実上の主宰者として行動しており、D との間の契約も B が主導している。かような事実を基礎に B を取締役として扱うことが可能か。また、C については、本件当時辞任登記未了の者であり、正規の取締役ではなかった。この場合、C を取締役として扱うことが可能か。いずれについても、条文はもとより、さらに判例・学説を踏まえた論証が求められる。

平成28年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題

法律科目〔 刑法・刑事訴訟法 〕

第1問〔40点〕（答案用紙の試験科目欄には「刑法」と記入してください。）

以下の（1）（2）のいずれも解答せよ。（1）は第1問答案用紙の表面に、  
（2）はその裏面に解答すること。特別法違反について論じる必要はない。

（1）第三者を利用した間接正犯による殺人罪において、中止犯が成立する事例を作成し、簡潔に説明をせよ。

（2）Xは、自宅前に止めていた自己が所有する自転車をVに持ち去られた。その1週間後、駅前の自転車置き場でその自転車（Xが書いたXの氏名が消されVの氏名が書いてあった）を発見したため、それを取り返し、自宅に乗って帰った。この事例の処理につき、窃盗罪の保護法益に関する異なる2つの立場からの処理を簡潔に説明せよ。

第2問〔60点〕（答案用紙の試験科目欄には「刑法」と記入してください。）

Xの妻Yは、生活費の工面に困っており、Yは、どうしたらよいかをXと普段から話し合っていた。Yは、その長男の同級生の母親Aのことをよく知っていたところ、Aの夫は資産家であり、日常的にAは高価な宝飾品を身につけていた。Yは、Aと仲がよくなかったことから、Aの住む戸建住宅にその留守中に窓を壊して立ち入り、Aの有する宝飾品を持ち出し、売りさばいて生活費の足しにするということを計画し、「ほかの家に勝手に入ることは許されないが、いつも態度が悪いAの家に入ることは仕方がないよね」と言いつつ、この計画をXに対して提案した。Xは、気が進まなかったが、Yから繰り返し生活費の不足を指摘されたうえに、自分の給料が少ないことに負い目を感じて、Yの提案した計画を了解し、Xがその計画に沿って行動することにした。Xは、Yからの指示どおりの時間に、A宅を訪れ、その塀で囲まれた敷地に立ち入り、裏庭に回った。だが、窓を壊してまで室内に立ち入るのはまずいと思い、Aの自宅建物内に立ち入ることをあきらめて、Xは、Aの有する宝飾品を持ち出すという計画を断念した。どうしたらよいかをもう一度話し合い直そうと思い、自宅に戻ったが、Yは外出していた。

Xは、Yの「ほかの家に勝手に入ることは許されない」という言葉を思い出しつつも、自分の給料が少ないことへの負い目を払拭するためには、どこかの家に入って、金目の物を持ち出すしかないと思うに至った。そのとき、X宅の隣家のB男の住む戸建住宅に、Bが帰ってきたことに気がついた。Xは、Bが自宅にいるときは、玄関扉を施錠しないことを知っていたため、Xは、Bに気づかれないように、Bの自宅建物内に入ることを決意した。Bは、1階の居間にいたが、Xは、そっと玄関扉を開け、居間とは接していない階段を上がり、2階の寝室に入ったところ、施錠された手提げ型の小型金庫が置かれていた。金庫には、金目の物が入っているに違いないと思いながら、ただ、自分が持ち出した証拠が残るといけないと思い、金庫自体は、持ち出したあとすぐに海に捨てに行くつもりで、Xは、この金庫を左手に持って、寝室を出て、階段を降り、玄関を出て、Xの自宅に戻った。なお、Xが持ち出した金庫は、Bが有するもので、数年前は書類入れとして使っていたが、いまは書類の出し入れをすることもないものであり、その中には、B宛に送られてきた年賀状数通が入っていたが、その年賀状は、Bもその存在を忘れており、Bにとってもはや不要なものであった。

上の事例におけるXおよびYの罪責を論じなさい（特別法違反は除く）。

第3問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「刑事訴訟法」と記入してください。）

次の〔事例〕を読んで、〔問題〕に解答しなさい。

〔事例〕10月27日午前2時頃、Vから、「寝ている間に、何者かが自宅に侵入してきた。タンスを物色していたので、声をかけたら襲ってきた。いま夫ともみ合っている。早く来てほしい。」という110番通報があった。5分後、最寄りの甲警察署からV宅に駆けつけた司法警察員P、Qらは、Vの夫Wが倒れて呻いていることと、タンスが物色された明白な痕跡のあることを発見した。

PはVに事情を聴取し、その結果、「犯人は、最近まで乙コンビニの店員だった者によく似ていた。」という供述を得た。Pは乙コンビニに問い合わせ、Vの指摘した店員がXであることとその住所を確認した上で、VとともにX宅に赴き、同日午前3時、V宅から200メートルのところにある同所に到着した。本件についての質問に対しXは犯行を否認したが、その場でXと対面したVが「犯人に間違いない。」と供述したので、PはXを窃盗未遂の現行犯人として無令状で逮捕した (①)。

一方Qは、Wを救急車に乗せた後、物色されたタンス付近でレシート (②) を発見した。レシートの発行元はV宅から2キロメートルのところにある飲食店であり、発行日時は同日午前0時30分となっていた。Qがこれを適法に領置し、甲警察署で調べさせたところ、Xの指紋が付着していることが判明した。

逮捕後Xは犯行を否認していたが、検察官に送致され、窃盗未遂の公訴事実で起訴された。Xは、起訴後も一貫してこの公訴事実を否認している。

〔問題〕

- (1) 下線部①の逮捕は適法か。
- (2) 下線部②のレシートにつき、検察官が「Xが犯行現場にいたこと」を立証趣旨として証拠調べ請求した場合、このレシートは伝聞証拠にあたるか。

平成28年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 刑法・刑事訴訟法 〕

第1問（刑法）

いずれの小問も刑法総論・各論の基本的理解を問うものである。

（1）は、間接正犯、間接正犯の実行の着手時期、中止犯について、それぞれの要件等を正確に理解し、それらを複合した上で、知識を具体化した事例を作成することを求める問題である。それぞれの基本的知識の正確性、その事例における具体化の紛れのなさ、相互関係の正確な論述がポイントとなる。基本的論点が複合された場合に、なお正確な理解を示せることが学習上不可欠である。

（2）は、窃盗犯人からの窃盗被害所有者の盗品の取戻しという事例において、窃盗罪の保護法益をめぐる対立する複数の考え方を正確に理解し、それを対比して論述することを求める問題である。複数の考え方の理解の正確性、特に242条との関係、構成要件該当性と違法性阻却事由の棲み分けに等について言及することが求められる。本論点については、占有説のみを理解して事足りるとすべきではなく、重要論点については、多角的な理解を身につけておくべきである。

第2問（刑法）

本問は、夫が妻の提案を了解し、他人の住む住宅の敷地に立ち入ったものの、建物に立ち入ることをあきらめたあと、別の住宅に立ち入り、そこから金庫を持ち出した事例に関して、住居等侵入罪、窃盗罪等、あるいは、その共犯の成否を問うものである。刑法についての基本的な理解を前提として、具体的な事実について論理的に記述することを求めるものである。

第3問（刑事訴訟法）

小問（1）は、具体的な事案につき、刑訴法213条が定める現行犯逮捕を適法に行うことができるかを尋ねる問題である。解答にあたっては、現行犯人また準現行犯人の逮捕が許される実質的な理由を踏まえ、目撃者等の供述等の判断資料の取扱い等を含め、各要件の有無を適切に論じることができているかが重要である。なお、緊急逮捕を適法に行い得るか否かは、本小問との関わりでは意味を持たない。



小問（２）は、具体的な対象につき、伝聞証拠に当たるかを尋ねた問題である。刑訴法 320 条 1 項は伝聞法則を定めたものと一般に解されており、先のような問もこの法則の存在に由来する。したがって、本小問の解答にあたっては、まず、この法則が設けられる実質的理由を踏まえ、適切な伝聞証拠の定義を示すことが必要となる。また、その定義にしたがって適切に具体的事案を判断することも、おとらず重要である。

平成28年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題

法律科目〔 小論文 〕

問題

多数決という仕組みは、民主主義国家において、国政選挙や議会での審議等で、様々な形で用いられており、そのあり方について活発な議論がなされてきた。

以下の資料【1】～【6】は、そのような議論を理解するにあたって、参考になるものである。これらの資料を読み、まず、多数決という仕組みを正当化する根拠として、どのようなものが考えられるのか、次に、多数決には、どのような問題が存在し、それらの問題に即したどのような改善策が考えられるのか、資料【1】～【6】のすべてを用いて1400字以内で論じなさい。

その際、どの資料によったのかを、資料の番号を示して明らかにしなさい。資料番号は【 】も含め、1マスで示せばよいものとする。

なお、必要と思われる箇所には表記の変更、注の付記などを行った。資料【1】～【6】にある下線部は、注を付記した箇所の範囲を表す。

出典

【1】久野収「多数決ルールに関する断想」、『岩波講座 現代法15』（岩波書店、1966年）月報

【2】坂井豊貴『多数決を疑う—社会的選択理論とは何か』（岩波書店、2015年）

【3】長谷部恭男『憲法とは何か』（岩波書店、2006年）

【4】ハンス・ケルゼン（森田寛二訳）「議会制の問題」、『ハンス・ケルゼン著作集I』（慈学社、2009年）

【5】カール・シュミット（樋口陽一訳）『現代議会主義の精神史的状況』（岩波書店、2015年）

【6】『朝日新聞』（2015年6月24日朝刊）

平成27年11月22日実施

平成28年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 小論文 〕

小論文試験は、法曹を目指そうとする者が備えておくべき能力のうち、他者の主張を理解し、分析する力、要約する力、論理的思考力という初歩的な能力を備えているかどうかをみることを主な目的としている。

本問題は、多数決のあり方や方法をめぐる様々な資料を読み、民主主義における多数決の正当性という原理をふまえつつも、多数決が「多数の専制」になっていないか、そもそも多数決がいかなる意味で「多数」の意思を表示し得るのかどうか、単純多数決で決めてはならない問題は何か、などの多面的な視点や見解を読みとり、その相互関係に注意を払いつつ、的確にまとめることができるかどうかの評価のポイントとなる。